

「学校危機管理の手引」(Word版) の使い方

① 目次から各ページに飛ぶことができます。

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校保健・学校給食

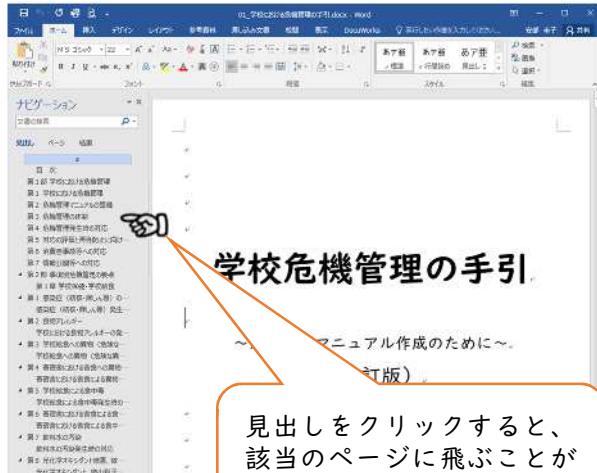
- 第1 感染症（結核・麻しん等）の発生
- 感染症（結核・麻しん等）発生時の対応
- 第2 食物アレルギー
- 学校における食物アレルギーの発生時の対応
- 第3 学校給食への異物（危険な異物）混入
- 学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応
- 第4 寄宿舎における食への異物（危険な異物）混入
- 寄宿舎における食への異物（危険な異物）混入発生時の対応
- 第5 学校給食による食中毒
- 学校給食による食中毒発生時の対応
- 第6 寄宿舎における食による食中毒
- 寄宿舎における食による食中毒発生時の対応
- 第7 飲料水の汚染
- 飲料水の汚染発生時の対応

目次の各表題（青字部分）を
Ctrl+クリックで、該当のページに飛ぶことができます。

学校における食物アレルギーの発生時の対応

対応の流れ (発生時の危機管理)	管理者	教職員	児童生徒
○ 食物アレルギー発生 (既食の確認)	・ 管理職へ報告 ・ 調査の無しを確認 ・ 施設教諭にて連絡 ・ 症状の程度、経過等の観察	・ 教職員の適切な役割分担を指示 ・ マニュアルに基づく緊急時対応訓練の作成等	
○ 児童生徒の状況確認 (以下の状況であれば 救急車要請)	・ 当該児童生徒の「学校生活管理指揮表」の指示内容を確認 ・ 重複記入の確認、エビペン（処力されている児童生徒である場合）、AEDを準備 ・ 以下の状況であれば速やかに 救急車を連絡 （「学校生活管理指揮表」、紙立表など食事内容がわかるものを持参する）	・ 学校医・主治医に連絡し、指示を受ける ・ 教職員会議に立ち入り第一報を入れ、以後速宜報告、助言を受ける ・ 保護者への連絡	・ 事故の状況を説明する
○ 学校医・教委等・保護者へ連絡			

② しおりから各ページに飛ぶことができます。

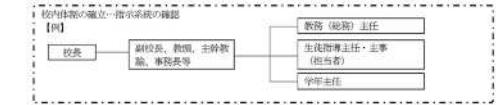


見出しをクリックすると、
該当のページに飛ぶことができます。

第3 危機管理の体制

学校の危機管理体制は、学校内における学級会議はもとより、通常時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理体制、教長、教師、あるいは安全委員会の教職員が平日の場合での危機管理体制など、様々な面面を想定しておく必要がある。また、非常用連絡手段の確保、緊急連絡先の掲示、保護者や保健医等への連絡方法の明確化など、あらかじめ連絡手段を確実にする。

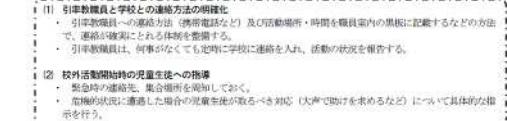
1 平常時の体制



【校長】 学校における危機管理体制の最高責任者として、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の未然防止対策を統括する。

【副校長】 校長の指揮に基づき、平常時に「未然防止」に向けた取組（想定される危機に対する安全点検、危機管理マニュアルの作成、他の教職員への周知徹底、研修や訓練の企画・実施等）を行う。

【マニュアル作成のために～】



③ 可能な限り、関係情報が閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています。

第1 学校における危機管理

1 学校における危機管理の目的

- ・児童生徒（注）や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- ・児童生徒や保護者との連絡関係を保つこと
- ・児童生徒の心理的状態を防ぎ、学校を安定した状態にすること

（注）幼児についても原則として本手引の対象とする。

（参考）「危機管理」とは

人の生命や心身に危害をもたらす様々な危険が防止され、万一が、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること（文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月）

2 危機管理の取組

- ・未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- ・危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- ・対応の評価と再発防止に向けた取組（事後）

文章中にある青字下線部を
Ctrl+クリックで、外部サ
イトに飛ぶことができます。



④ 学校における防犯教室等実践事例集(平成18年3月文部科学省)

学校における防犯教室等実践事例集

近年、学校における事件・事故が頻繁に発生し、大きな社会問題となっています。これら事件・事故の発生を未然に防ぐ、子供を犯罪の被害から守るために、学校や家庭が実践した学校の安全管理制度の整備、防犯教育の実施、施設設備の整備等を一層進めていく必要があります。

各学校や教育委員会等において、豊富な経験をもつた学校における安全管理について、これまでその対応に努められてきたところですが、文部科学省においても、警察署、消防署等と連携しながら、「子ども心に配慮した家庭指導、安心で安心できる学校の環境を実現し、社会的に貢献していく」ことを目標としています。

学校へ不審者が侵入した場合などの緊急事態に備えて、迅速に通報や緊急措置を行えるよう、日頃から教員や制服や防犯教室によって訓練しておくことは極めて重要です。また、普段の児童生徒が危機を感じ、保護者や先生たちに相談できることを必要とし、防犯教室等の運営が求められています。

このため、各学校における危機管理の実践事例に取り組むこと、事例を通して学ぶことで、より実践している事例集と併せて活用していくべきです。学校や家庭の実践に役立てる情報を収集・整理するため、文部科学省では、定期的に「学校における防犯教室等実践事例集」を発行しています。

なお、本事例集がお仕事に担当し、保護者を手配したり、心から感謝申し上げます。

④ 必要な様式を一覧表上に添付しました。

危機事案項目と報告様式一覧			
部・章・項目	報告様式		
第1部 学校における危機管理			
第1 学校における危機管理	-	-	
第2	-	-	
第3	-	-	
第4	-	・記録の作成 ポイントあり	
第5	-	-	
第6	-	 消費者事故等通知様式（文部科学省）	
第7 情報公開等への対応	-	-	
第2部 事例別危機管理の要点			
第1章 学校保健・学校給食			
第1 感染症（結核、麻疹等）の発生	<ul style="list-style-type: none"> システム入力 各教育委員会の報告様式 		<ul style="list-style-type: none"> 学校医、 医療機関出務医
第2 食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> 「食物アレルギーヒヤリハット事例報告書」 	 食物アレルギーヒヤリハット事例報告書（要手元）	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、

文章中にあるアイコンをダブルクリックすると様式が開きます。

食物アレルギーヒヤリハット事例報告書（例）

巻本表は、食物アレルギーヒヤリハット事例報告用。事例対応完結後、文書にて報告を行う。
 【提出先】
 ■市町村立学校（調理場）→市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育庁保健体育課
 ■県立学校 → 県教育庁保健体育課

発症日時		令和 年 月 日 (曜日)	時 分頃	
学 校 名 (調理場名)	立	学校 ()	（ 調理場）	
電話番号:				
該 当 者	学 年	性 別	年 齢	学校生活管理指導表 □有 □無
アレルギー既往 について	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー ・原因食物 () ・発症時期 (年 月)			<input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> 花粉症 <input type="checkbox"/> 肺癌 <input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性結膜炎
診 断 結 果	() ・受診医療機関があれば記入 ()			
原 因 食 物	(発生場所、時間等含み詳細を報告)			
概要	発生時 の状況			
	初 店 地			
	保 運 者 対応 等			